

私立幼稚園の今後の方向性について



平成26年5月28日
富良野市子ども・子育て会議

私立幼稚園の選択について

私立幼稚園は、4つの選択肢からどのように判断すればいいのか？

判断材料としての公定価格、利用者負担額はどうか？

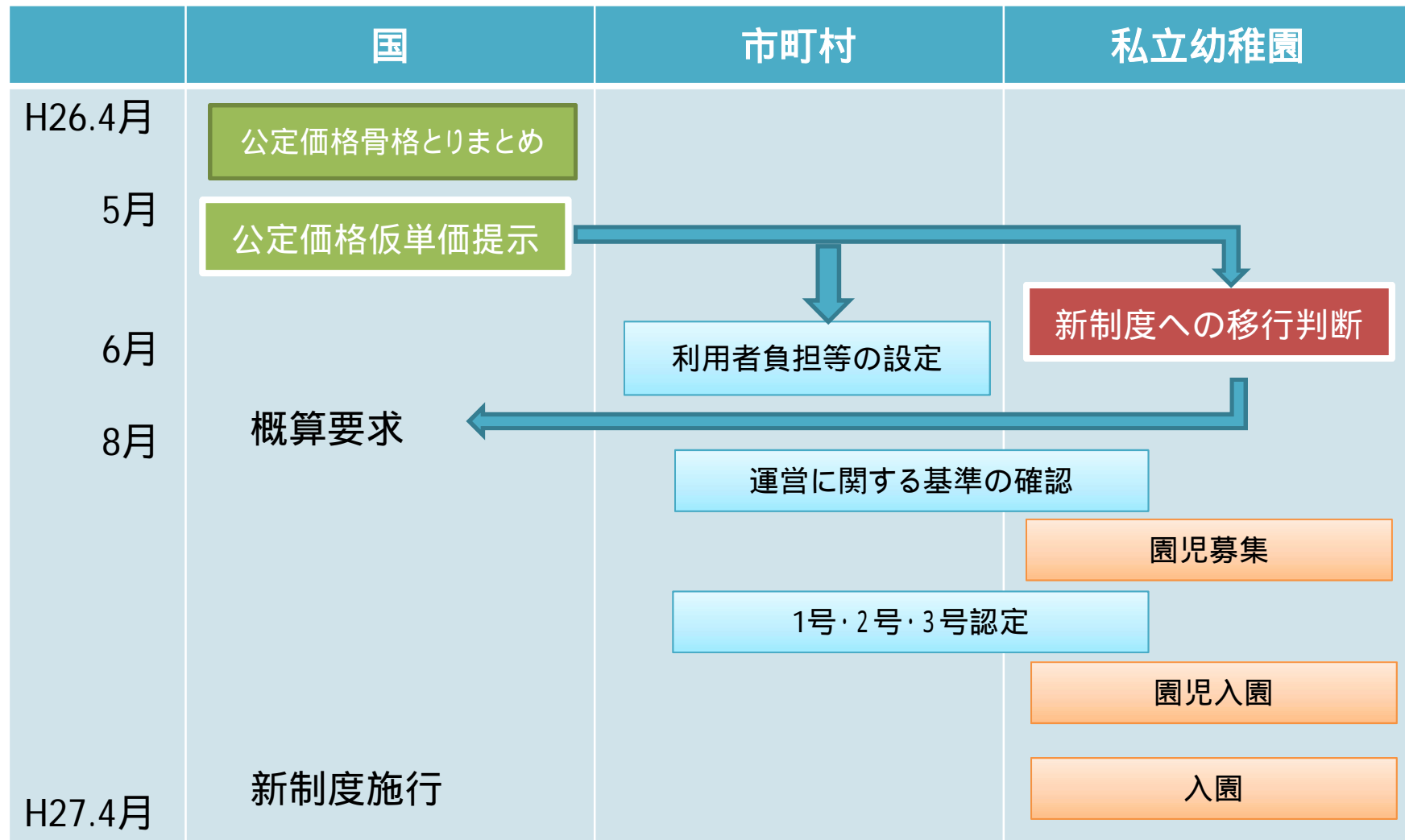
新制度に移行することにより、懸案となっている問題は解決するのか？

新制度における私立幼稚園の選択肢

	選択肢	形態	指導 確認等	財政措置	選考方法	保育料
新制度	選択肢 1	「施設型給付」 を受ける 幼保連携型 認定こども園	市町村が 確認・指 導監督	1号認定の利用者 は「教育標準時間」 に対応する「施設型 給付」	応諾義務 (施設事業 者は、保護 者から正式 の利用申し 込みを受け たときは、 正当な理由 がなければ これを拒ん ではならな い)	施設型給 付費は、 国が定め る公定価 格から市 町村が定 める保育 料(応能 負担)を控 除した額
	選択肢 2	「施設型給付」 を受ける 幼稚園型 認定こども園		2号認定・3号認定 の利用者は「保育 時間」に対応する 「施設型給付」		
	選択肢 3	「施設型給付」 を受ける 幼稚園		「教育標準時間」に 対応する「施設型給 付」		
現行	選択肢 4	「施設型給付」 を受けない 幼稚園	都道府県 が確認・ 指導監督	私学助成 幼稚園就園奨励費	建学の精神 に基づく選 考	保育料は 設置者が 設定

自らの意思と正しい情報に基づき、園児や保護者や地域の状況を踏まえて的確に選択しなければならない。

新制度施行に向けたスケジュール



施設型給付費に係る公定価格及び利用者負担の設定について

施設型給付費は、公定価格から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる

施設型給付費 = 公定価格 - 利用者負担額

公定価格

施設型給付費(公費で負担) 国1/2 道1/4 市1/4
利用者負担額(施設で徴収)

公定価格は、「認定の区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域等」を勘案して算定した費用の額。

【認定区分】

- 1号認定子ども ~ 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- 2号認定子ども ~ 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定子ども ~ 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

公定価格の全体イメージ

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)
認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の事情等に応じて加算

1号認定子ども(教育標準時間)

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/100 地域	人~ 人	1号	4歳以上(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円



主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て応援活動費)	円
処遇改善等加算	+ __%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第3者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

2号・3号認定子ども(保育標準時間・保育短時間)

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	標準時間	短時間
/100 地域	人~ 人	2号	4歳以上(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円



主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て応援活動費)	円
処遇改善等加算	+ __%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第3者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

1号認定子どもの利用者負担のイメージ

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
生活保護世帯	—	4,900円	6,600円
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	~ 270万円	4,900円	9,100円
市町村民税所得割課税額 77,100円以下	~ 360万円	6,600円	16,100円
市町村民税所得割課税額 211,200円以下	~ 680万円	6,600円	20,500円
市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円 ~	6,600円	25,700円



階層区分	利用者負担	
	公立	私立
生活保護世帯		
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)		
市町村民税所得割課税額 77,100円以下		
市町村民税所得割課税額 211,200円以下		
市町村民税所得割課税額 211,201円以上		

現行の負担水準を基本

2号認定子どもの利用者負担のイメージ

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
生活保護世帯	—	0円
市町村民税非課税世帯	～ 260万円	6,000円
市町村民税課税世帯	～ 330万円	16,500円
所得税額 40,000円未満	～ 470万円	27,000円
所得税額 103,000円未満	～ 640万円	41,500円
所得税額 413,000円未満	～ 930万円	58,000円
所得税額 734,000円未満	～ 1,130万円	77,000円
所得税額 734,000円以上	1,130万円以上	101,000円



階層区分	利用者負担	
	標準時間	短時間
生活保護世帯	現行の保育制度の利用者負担を基本	負担額の約98.3%を受けた子どもの設定
市町村民税非課税世帯		
市町村民税課税世帯		
所得税額 40,000円未満		
所得税額 103,000円未満		
所得税額 413,000円未満		
所得税額 734,000円未満		
所得税額 734,000円以上		

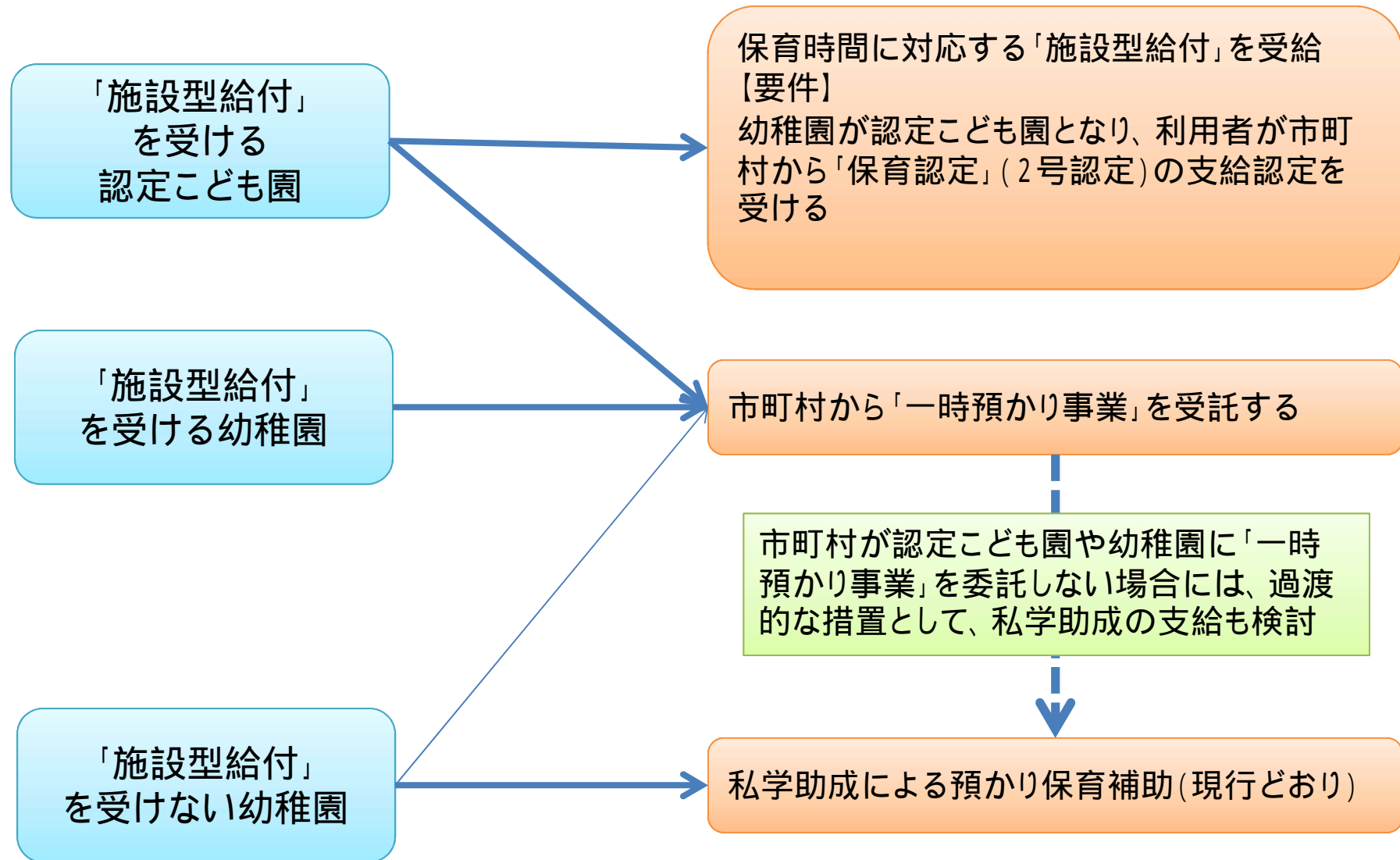
3号認定子どもの利用者負担のイメージ

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
生活保護世帯	—	0円
市町村民税非課税世帯	～ 260万円	9,000円
市町村民税課税世帯	～ 330万円	19,500円
所得税額 40,000円未満	～ 470万円	30,000円
所得税額 103,000円未満	～ 640万円	44,500円
所得税額 413,000円未満	～ 930万円	61,000円
所得税額 734,000円未満	～ 1,130万円	80,000円
所得税額 734,000円以上	1,130万円以上	104,000円



階層区分	利用者負担	
	標準時間	短時間
生活保護世帯	現行の保育制度の利用者負担を基本	負担額の約98.3%を受けた子どもの設定
市町村民税非課税世帯		
市町村民税課税世帯		
所得税額 40,000円未満		
所得税額 103,000円未満		
所得税額 413,000円未満		
所得税額 734,000円未満		
所得税額 734,000円以上		

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



新制度に関するQ&A No 1

Q 1) 新制度に移行すれば共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのですか？

夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合は、その選択により、幼稚園を利用することができます。この場合、1号認定を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q 2) 施設型給付を受けない私立幼稚園の取扱いはどうなるの？

施設型給付を受けるか否かは、各幼稚園の判断に委ねられ、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとしています。

新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。

ただし、消費税増税分は社会保障4経費（医療、介護、年金、子ども・子育て）に充てることとされているため、私学助成はこの対象になっていません。

新制度に関するQ&A No 2

Q 3) 新制度に移行した幼稚園は、保護者から利用申し込みを受けたとき、
正当な理由がなければ拒んではならない「応諾義務」が課せられますが、
「正当な理由」とはどのようなものですか？

「正当な理由」については、定員に空きがない場合、定員を上回る申し込みがあった場合、その他特別の事情がある場合などを基本としています。

「その他特別の事情がある場合」については、今後、

- ・ 特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
- ・ 利用者負担の滞納との関係
- ・ 設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・ 保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理したうえで、その運用上の取扱いについて示していく予定としています。

新制度に関するQ&A No 3

Q 4) 幼稚園の預かり保育はできなくなるのですか？

従前どおり行うことができます。

実施する場合の財政支援については、基本的には、

- ・ 新制度に移行する幼稚園については、市町村が行う地域子ども子育て支援事業のひとつである「一時預かり事業（幼稚園型）」
- ・ 私学助成に残る幼稚園は、私学助成による預かり保育への補助を想定しています。

Q 5) 幼稚園が認定こども園に移行した場合、3歳未満児を受入れなければならないのですか？

認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とするなど、各園の判断で設定することができます。

新制度に関するQ&A No4

Q6) 幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか？

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
法的性格	認定こども園法に基づく「学校」と「児童福祉施設」の両方	学校教育法に基づく「学校」
認可・認定権限	都道府県から認可	都道府県から、幼稚園としての認可と保育機能を有することの認定
職員の資格	幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則	満3歳以上の子ども保育に従事する場合は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが望ましいが、いずれでも可
園長の資格	幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要	幼稚園教諭免許状及び5年の教育職経験または10年の教育職経験を有することが原則
施設設備基準	基本的には施設設備基準に違いを設けない方向で検討を進めている。給食の実施については、保育認定(2号・3号認定)子どもについては食事の提供を行うことが必要であるが、教育標準時間認定(1号認定)子どもについては施設の任意	